

認定特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・鳥取役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、認定特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・鳥取の役員の報酬の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 役員報酬は定款第19条の規程のとおりとする。

(補則)

第3条 この規程に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

附則

この規程は、令和5年3月22日から施行する。

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・鳥取職員給与の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・鳥取の職員給与の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤に関わらず、職員給与は一切支給しない。

ただし、旅費等、その職務を執行するために要した実費は支給することができる。

(補則)

第3条 この規程に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、令和3年4月24日から施行する。